

HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン 利用約款

令和6年7月31日制定
令和7年4月9日改定
東日本高速道路株式会社
北海道支社

(通則)

第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する、「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第 2 条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)第 2 条第 2 項に基づき定められた ETC システム利用規程第 2 条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 ドラぷらの旅 旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。
- 六 旅行商品 ドラぷらの旅の旅行商品をいいます。

HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン 利用約款 改定後

令和6年7月31日制定
令和7年7月31日改定
東日本高速道路株式会社
北海道支社

(通則)

第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する、「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第 2 条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)第 2 条第 2 項に基づき定められた ETC システム利用規程第 2 条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 ドラぷらの旅 旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。
- 六 旅行商品 ドラぷらの旅の旅行商品をいいます。
- 七 利用開始日 本商品の利用を開始する日として、第 6 条各項の規定により事前に申込まれた日付のことをいいます。

	<p>八 利用日数 本商品を利用する期間として、4日から8日の間から選択のうえ、第6条各項の規定により事前に申込まれた日数のことをいいます。</p> <p>九 利用最終日 利用開始日から起算して利用日数が経過する日のことをいいます。このとき、利用日数が経過する日が日曜日、国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他の休日に該当する場合も、その日を利用最終日とします。</p>
(対象車両)	
第3条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等(車種区分は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)を対象とします。	(対象車両)
(実施期間等)	
第4条 本商品の実施期間は、令和6年10月1日(火)から当社が別途定める日までとします。	第3条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等(車種区分は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)を対象とします。
2 本商品は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する4日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで(以下「利用期間」といいます。))の利用が可能です。ただし、当社が別途指定した日(当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。)に該当する日を利用期間に含む申込みはできません。	(実施期間等) 第4条 本商品の実施期間は、 令和7年10月1日(水) から当社が別途定める日までとします。 2 本商品は、前項の実施期間のうち、 利用開始日の0時から利用最終日の24時まで (ただし、 利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで 。以下 「利用期間」といいます。)の利用が可能です。ただし、当社が別途指定した日(当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。)に該当する日を利用期間に含む申込みはできません。
3 各通行にかかる日時の判定は、入口料金所または出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。 一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南 IC～札幌 IC、札樽自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。 二 札樽自動車道(札幌西 IC～小樽 IC)において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。	3 各通行にかかる日時の判定は、入口料金所または出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。 一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南 IC～札幌 IC、札樽自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。 二 札樽自動車道(札幌西 IC～小樽 IC)において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。 三 道東自動車道(千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC)において、本別 IC・足寄 IC を入

三 道東自動車道(千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC)において、本別 IC・足寄 IC を入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

4 本商品の料金は、下表のとおりです。

利用日数	普通車	軽自動車等
4日間	7,700円	6,200円

口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

4 本商品の料金は、下表のとおりです。

	利用日数				
	4日間	5日間	6日間	7日間	8日間
普通車	7,700円	9,600円	11,600円	13,500円	15,400円
軽自動車等	6,200円	7,700円	9,300円	10,800円	12,300円

(対象区間)

第 5 条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。

- 一 道央自動車道 大沼公園 IC～土別剣淵 IC
- 二 札樽自動車道 小樽 IC～札幌 JCT
- 三 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT
- 四 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC
- 五 日高自動車道 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC
- 六 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC

(申込方法等)

第 6 条 本商品は、別紙 1 に定める商品(以下、「対象となる商品」といいます。)と併せて利用する場合のみ利用することができます。本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、対象となる商品ごとに定められた方法により利用開始までにインターネットにて申込みください。(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。)ただし、利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の 0 時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。

2 前項に関わらず旅行商品の申込みとあわせて本商品に申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぷらの旅のホームページにて同ホームページに記載の申込締切日までに申込みください。申込みの際は、「利用開始日、車種、申込者氏名、メールアドレス、住所、連絡先電話番号、ETC カード番号及び有効期

(対象区間)

第 5 条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。

- 一 道央自動車道 大沼公園 IC～土別剣淵 IC
- 二 札樽自動車道 小樽 IC～札幌 JCT
- 三 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT
- 四 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC
- 五 日高自動車道 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC
- 六 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC

(申込方法等)

第 6 条 本商品は、別紙 1 に定める商品(以下、「対象となる商品」といいます。)と併せて利用する場合のみ利用することができます。本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、対象となる商品ごとに定められた方法により利用開始までにインターネットにて申込みください(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません)。なお、利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の 0 時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。

2 前項に関わらず旅行商品の申込みとあわせて本商品に申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぷらの旅のホームページにて同ホームページに記載の申込締切日までに申込みください。申込みの際は、「利用開始日、**利用日数**、車種、申込者氏名、メールアドレス、**居住都道府県**、連絡先電話番号、ETC カー

<p>限、その他ドラぷらの旅のホームページで求める事項」を登録してください。</p> <p>3 当社は、申込みの受付手続きが完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。なお、前2項に定める申込内容を満たしても、第 13 条に定める各号の一に該当する場合は適用対象外となるため、登録をもって当社が本商品の利用を保証するものではありません。</p> <p>4 本商品申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録した ETC カード(以下「登録 ETC カード」といいます。)が有料道路の走行に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>5 本商品は次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第 4 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 8 条に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合は ETC 時間帯割引後の料金。(以下「通常料金」といいます。))の支払いを受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 登録ETCカードを利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。 <p>6 当社が実施する他の企画割引と本商品を、利用期間を重複して申込みすることはお控えください。重複して申込みをした場合は、他の企画割引の解約を行っていただくか、第 14 条に定める手続きにより本商品の解約を行ってください。解約や申し出がないまま本商品を利用されると、意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は一切行いません。</p> <p>(登録内容の変更)</p> <p>第 7 条 本商品の申込み手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第 1 項に基づく申込み 対象となる商品ごとに定められたとおりにお手続きくだ 	<p>ド番号及び有効期限、その他ドラぷらの旅のホームページで求める事項」を登録してください。</p> <p>3 当社は、申込みの受付手続きが完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。なお、前2項に定める申込内容を満たしても、第 13 条に定める各号の一に該当する場合は適用対象外となるため、登録をもって当社が本商品の利用を保証するものではありません。</p> <p>4 本商品申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録した ETC カード(以下「登録 ETC カード」といいます。)が有料道路の走行に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>5 本商品は次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、本条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 8 条第 1 項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合は ETC 時間帯割引後の料金。(以下「通常料金」といいます。))の支払いを受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 登録ETCカードを利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。 <p>6 当社が実施する他の企画割引と本商品を、利用期間を重複して申込みすることはお控えください。重複して申込みをした場合は、他の企画割引の解約を行ってください。解約や申し出がないまま本商品を利用されると、意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は一切行いません。</p> <p>(登録内容の変更)</p> <p>第 7 条 本商品の申込み手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第 1 項に基づく申込み 対象となる商品ごとに定められたとおりにお手続きくだ
--	--

さい。

- 二 前条第2項に基づく申込み 旅行商品の申し込みが完了した後は、申込内容を変更することはできません。旅行商品、日程、人数について変更が必要な場合は、第14条第2項第二号に定める解約を行ったうえで、再度当社ホームページ内のドラぷらの旅から旅行商品の申込手続きを行ってください。なお、同行者氏名など、その他の情報に変更がある場合は、旅行商品申込時に届くメールに記載の当社東京営業所へお問合せください。

(利用方法)

第8条 関係法令、ETCの利用方法等を遵守のうえ、登録ETCカードを使用して、第5条の対象区間において、ETC無線通信により通行して下さい。本商品を申込みした利用期間内であれば、対象区間のIC間を回数制限なく通行できます。

- 2 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合は、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の当社の指定するインターチェンジ等(通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む)から高速道路へ進入してください。
- 3 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車1台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
- 4 料金所では、登録ETCカードをETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。登録ETCカードと異なるETCカードで通行した場合は、当社は、通常料金の支払いを受けます。
- 5 入口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合には、入口料金所の一般レーンで通行券を受取り、出口料金所および本線料金所では、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に通行券と登録ETCカードを渡してください。また、出口料金所および本線料金所のETCレーンが閉鎖され通行できない場合も同様に、一般レーンの料金所係員に登録ETCカードを渡してください。(均一料金区間の料金所でETCレーンが閉鎖している場合も、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録ETCカードを渡してください。)いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは混在レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し、係

さい。

- 二 前条第2項に基づく申込み 旅行商品の申し込みが完了した後は、申込内容を変更することはできません。旅行商品、日程、人数について変更が必要な場合は、第14条第2項第二号に定める解約を行ったうえで、再度当社ホームページ内のドラぷらの旅から旅行商品の申込手続きを行ってください。なお、同行者氏名など、その他の情報に変更がある場合は、旅行商品申込時に届くメールに記載の当社東京営業所へお問合せください。

(利用方法)

第8条 関係法令、ETCの利用方法等を遵守のうえ、登録ETCカードを使用して、第5条の対象区間において、ETC無線通信により通行して下さい。本商品を申込みした利用期間内であれば、対象区間のIC間を回数制限なく通行できます。

- 2 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合は、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の当社の指定するインターチェンジ等(通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む)から高速道路へ進入してください。
- 3 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車1台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
- 4 料金所では、登録ETCカードをETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。登録ETCカードと異なるETCカードで通行した場合は、当社は、通常料金の支払いを受けます。
- 5 入口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合には、入口料金所の一般レーンで通行券を受取り、出口料金所および本線料金所では、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に通行券と登録ETCカードを渡してください。また、出口料金所および本線料金所のETCレーンが閉鎖され通行できない場合も同様に、一般レーンの料金所係員に登録ETCカードを渡してください。(均一料金区間の料金所でETCレーンが閉鎖している場合も、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録ETCカードを渡してください。)いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは混在レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し、係

員の指示に従ってください。

(請求等)

第 9 条 当社は、利用期間における第 8 条第 1 項に定める最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます。なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。

- 2 本商品の対象となる各通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内及び ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常料金が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払いは不要です。
- 3 ETC 利用照会サービス(登録型)または ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「ドラ割(北海道)」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。
- 4 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、登録した利用期間における 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

(他の割引との適用関係)

第 10 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
- 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第 9 条第 1 項で請求する額に適用します。
- 4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合にも、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 11 条 令和5年7月10日(月)より当社が別途定める期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第 8 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイントを付与するものとします。

員の指示に従ってください。

(請求等)

第 9 条 当社は、利用期間における第 8 条第 1 項に定める最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます。なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。

- 2 本商品の対象となる各通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内及び ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常料金が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払いは不要です。
- 3 ETC 利用照会サービス(登録型)または ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「ドラ割(北海道)」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。
- 4 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、登録した利用期間における 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

(他の割引との適用関係)

第 10 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
- 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第 9 条第 1 項で請求する額に適用します。
- 4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合にも、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 11 条 令和5年7月10日(月)より当社が別途定める期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第 8 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイントを付与するものとします。

<p>2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。</p> <p>(ETC パーソナルカードの利用停止)</p> <p>第12条 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。</p> <p>【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】</p> <p>本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。</p> <p><u>詳しくは別紙 2 のとおり</u></p> <p>(適用対象外及び無効)</p> <p>第13条 本商品は、次の各号の一に該当する場合は適用対象外とし、その通行については本商品の料金は適用されません。なお、適用対象外の通行は、別途通常料金の支払いを受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき 四 登録車種より上位の車種で通行したとき 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき 七 登録した利用期間に第 8 条第 1 項に定める通行がなかったとき 八 第 8 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき <p>2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法(昭和</p>	<p>2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。</p> <p>(ETC パーソナルカードの利用停止)</p> <p>第12条 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。</p> <p>【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】</p> <p>本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。</p> <p><u>詳しくは別紙 2 のとおり</u></p> <p>(適用対象外及び無効)</p> <p>第13条 本商品は、次の各号の一に該当する場合は適用対象外とし、その通行については本商品の料金は適用されません。なお、適用対象外の通行は、別途通常料金の支払いを受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき 四 登録車種より上位の車種で通行したとき 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき 七 登録した利用期間に第 8 条第 1 項に定める通行がなかったとき 八 第 8 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき <p>2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法(昭和</p>
--	--

31年法律第7号)第26条の規定により、料金を不法に免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の割増金の支払いを受けます。

- 一 対象となる商品の予約が取り消されたとき
- 二 本商品申込時に指定した、対象となる商品の利用がないとき
- 三 正しい車両情報がセットアップされたETC車載器を未設置で通行したとき
- 四 登録ETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき
- 五 不正な申込み方法により本商品を利用したとき
- 六 前5号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第14条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、一部返金は行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。

- 一 第6条第1項に基づく申込みの場合 本商品と合わせて申込みをした商品ごとに定めるとおりの解約手続きを行うことで本商品の解約が可能です。
- 二 第6条第2項に基づく申込みの場合 利用日前日迄に解約を希望される場合は本商品と合わせて申込みをした旅行商品を当社ホームページ内のドラぷらの旅で解約後、本商品も自動的に解約となります。

利用日当日に解約を希望される場合は、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録された利用期間中に登録ETCカードで第8条第1項に定める通行実績がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求されません。

(個人情報保護)

第15条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」のプライバシー保護に関する方針)に従って適切に取扱います。

31年法律第7号)第26条の規定により、料金を不法に免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の割増金の支払いを受けます。

- 一 対象となる商品の予約が取り消されたとき
- 二 本商品申込時に指定した、対象となる商品の利用がないとき
- 三 正しい車両情報がセットアップされたETC車載器を未設置で通行したとき
- 四 登録ETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき
- 五 不正な申込み方法により本商品を利用したとき
- 六 前5号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第14条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、一部返金は行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。

- 一 第6条第1項に基づく申込みの場合 本商品と合わせて申込みをした商品ごとに定めるとおりの解約手続きを行うことで本商品の解約が可能です。
- 二 第6条第2項に基づく申込みの場合 利用開始日の前日迄に解約を希望される場合は本商品と合わせて申込みをした旅行商品を当社ホームページ内のドラぷらの旅で解約後、本商品も自動的に解約となります。

利用開始日以降に解約を希望される場合は、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録された利用期間中に登録ETCカードで第8条第1項に定める通行実績がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求されません。

(個人情報保護)

第15条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」のプライバシー保護に関する方針)に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 16 条 当社は、次の各号に掲げるときに、本商品をお申し込みのお客さまが被った被害について、一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込み内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんまたは窃取されたとき
- 四 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 ETC カードの利用が停止されたとき

(約款の変更)

第 17 条 本約款は特別の事情により変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

《附 則》

本約款は、令和7年4月9日以降の申込に適用します。なお、令和 7 年 4 月 8 日までの申込は令和 6 年 7 月 31 日制定の本約款を適用します。

(免責事項)

第 16 条 当社は、次の各号に掲げるときに、本商品をお申し込みのお客さまが被った被害について、一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込み内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんまたは窃取されたとき
- 四 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 ETC カードの利用が停止されたとき

(約款の変更)

第 17 条 本約款は特別の事情により変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、**本条第 1 項**の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

《附 則》

本約款は、利用開始日が**令和7年10月1日**以降の申込に適用します。なお、利用開始日が**9月30日**以前の申込については、申込日に応じて下表のとおり取り扱います。

申込日	利用開始日	適用する約款
令和7年4月8日以前	令和7年9月30日以前	令和6年7月31日制定の約款
令和7年4月9日以降	令和7年9月30日以前	令和7年4月9日改定の約款
令和7年4月9日以降	令和7年10月1日以降	令和7年7月31日制定の約款

別紙 1

「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」と合わせてお申込み可能な商品一覧

販売事業者	対象施設/路線	商品
東日本高速道路株式会社		「ドラぷらの旅」にて宿泊予約可能な宿泊施設
株式会社商船三井さんふらわあ	大洗発～苫小牧行	商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約
株式会社AIRDO	北海道内各空港到着便	AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券
トキエア株式会社	丘珠空港到着便	トキエア Web サイトより予約・購入した航空券

お申込み方法およびご利用方法は、[「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」HP](#)よりご確認ください。

別紙 2

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

ETC でのご利用料金は、お客様がご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

別紙 1

「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」と合わせてお申込み可能な商品一覧

販売事業者	対象施設/路線	商品
東日本高速道路株式会社		「ドラぷらの旅」にて宿泊予約可能な宿泊施設
株式会社商船三井さんふらわあ	大洗発～苫小牧行	商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約
株式会社AIRDO	北海道内各空港到着便	AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券
トキエア株式会社	札幌丘珠空港到着便	トキエア Web サイトより予約・購入した航空券

お申込み方法およびご利用方法は、[「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」HP](#)よりご確認ください。

別紙 2

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

ETC でのご利用料金は、お客様がご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」ではなく、一般的なドラ割の例)

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1.ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2.一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



【例】(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」ではなく、一般的なドラ割の例)

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1.ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2.一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

